

公立大学法人公立鳥取環境大学 教職員への不当な要求や言動等に対する基本方針

1 趣旨

公立大学法人公立鳥取環境大学(以下「本法人」という。)の教職員は、公立大学法人の責務と業務の公共性を自覚し、その職員にふさわしい言動に努め、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。

一方で、本法人の業務に関係する方からの社会通念上許容される範囲を超えた不当な要求や暴言等の迷惑行為が発生する恐れがあります。これらの行為は、教職員の尊厳を傷つけるものであり、職場環境を害するほか、教育研究活動に深刻な影響を及ぼす重大な問題であることから、本法人は、全ての教職員の心身の安全と健康を守り、健全な職場環境と教育研究の維持・向上に努めます。

2 対応

上記の趣旨に従い、以下の対応をします。

- (1)教職員に対して社会通念上許容される範囲を超えた不当な要求や言動等(以下、「不当な要求や言動等」という。)があったと疑われる場合には、孤立させず組織として事実関係を把握したうえで、毅然と対応します。
- (2)不当な要求や言動等があったと判断したときは、そのような言動を止めていただくよう警告し、従っていただけない場合、原則、該当する事案への以後の対応をお断りさせていただきます。
- (3)実効性を確保するために、以下の措置を講じます。
 - ・ 不当な要求や言動等の内容及び対処の内容の策定及びその周知
 - ・ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ・ 事実関係の迅速かつ正確な確認
 - ・ 被害者に対する配慮のための措置
 - ・ 再発防止に向けた措置
 - ・ 特に悪質な不当な要求や言動等への対処の方針の策定、体制の整備
 - ・ 併せて講ずべき措置(プライバシー保護、不利益取扱い禁止)

令和8年10月1日
公立大学法人公立鳥取環境大学